

社会福祉法人徳和会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳和会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤の理事の報酬
- (2) 非常勤の役員の報酬
- (3) 評議員の報酬

2 役員に支給する各年度の報酬の総額の範囲は次のとおりとする。

- (1) 理事 8,000,000円を超えない範囲
- (2) 監事 300,000円を超えない範囲

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

2 非常勤の役員および評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

- 第5条 常勤の理事に対する報酬の支給の時期は、職員給与規程に準じて支給する。
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。または、1ヶ月に複数回業務にあたる場合など、本人の同意を得れば、1月単位で集計し、翌月10日迄に指定する本人名義の金融機関の口座に振り込み、支給することができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程を準用し、施設長の旅費に相当する額を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当って旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 常勤役員が月の途中より任期が開始、または退任となる場合は、職員給与規程を準用し日割りにより計算し支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成30年6月14日より施行する。

この規程は、令和元年6月14日より施行する。(報酬の総額の範囲)

別表 1

(常勤理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 350,000 円

別表 2 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

名称	報酬の額
理事会等への出席	日額 10,000 円 *
上記の他、法人及び施設業務のための業務	日額 20,000 円

※ * 報酬の額は、所得税を控除(預り)後の金額とする。

(2) 監事

	報酬の額
理事会・評議員会・監事監査等への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための業務	

※報酬の額は、所得税を控除(預り)後の金額とする。

(3) 評議員

	報酬の額
評議員会等への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための業務	

※報酬の額は、所得税を控除(預り)後の金額とする。